

子育て支援センター通信



子育て支援センター
☎2-4152

令和2年度の子育て支援センターは4月1日(水)“すくすく広場”より開始します。

妊婦さん、赤ちゃんや小さなお子さんをお持ちのお母さん・お父さん、またお孫さんをお持ちの祖父母の方など、センターではたくさんの方が遊びに来てくれるのをお待ちしております。

「遊びの場」「出会いの場」「交流の場」として、どうぞお気軽にご利用ください。

♪新事業について♪

昨年度まで母子保健で実施していたマミーズプラザやカンガルー教室を子育て支援センターが引き継いで行う事になりました。(いずれも年2回)

♥マミーズ講座1～誕生学・マタニティマッサージ

♥マミーズ講座2～マタニティストレッチ

♥親子で触れ合える“ベビーマッサージ”

♥ママのリフレッシュを目的とした“ママストレッチ”

※詳しい日程や内容については、子育て通信『つくしんぼ』でお知らせします。



♪その他のお知らせ♪

一時保育

4月1日(水)から受け付け、8日(水)より利用開始になります。利用を希望する方は、事前に手続きが必要となります。

子育て相談

毎週月曜日から金曜日、9時～17時までお受けしています。広場にお越しの際やお電話にて、お気軽にご相談ください。



※毎月の日程は、都合により変更になる場合があります。広報「まちなかカレンダー」やセンター便り「つくしんぼ」でご確認ください。



●お申し込みやお問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで



高齢者運転免許自主返納支援事業

◆高齢者運転免許自主返納支援事業とは

高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた者に対し、申請手数料と運転免許試験場への交通費の一部を補助するものです。

◆補助対象者

- ・町内に住所を有し、現に居住している者
 - ・免許証返納時に満65歳以上の者
 - ・4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受けた者
 - ・町税を滞納していない者
 - ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- ※ただし、運転経歴証明書の再交付を受けた者は対象外

◆補助金の内訳と額

- ・運転経歴証明書申請手数料の全額
- ・上士幌町から帯広運転免許試験場間の往復バス運賃相当額の4分の3

◆補助金の申請方法

- 申請書に所定の事項を記入のうえ、町へ提出。
- 申請書に添付する書類
- ・公安委員会が交付する運転経歴証明書の写し
 - ・納税状況確認同意書
 - ・委任状(補助金交付対象者の申請代理人のみ)

◆問い合わせ先

町民課生活環境担当(☎2-4294)

ナイト高原牧場 ナイトテラス

営業開始 4月29日(水)・祝

◆営業時間 9:00～17:00

※積雪による町道閉鎖に伴い、日程が変更となる場合があります。

◆営業期間 11月1日(日)まで

◆牧場入口ゲート開放期間

6月～9月 7:00～19:00

5月・10月 7:00～18:00

※町道ナイト高原線に関するお問い合わせは建設課管理担当(☎2-4297)、ナイトテラスに関するお問い合わせは商工観光課観光担当(☎2-4291)まで

PICK UP 気になる情報 ピックアップ

昨年新しくオープンしたナイトテラスの、令和2年度の営業日程をお知らせします。



鉄道資料館

営業開始 4月1日(水)

◆開館時間 9:00～16:00

◆入館料 100円

◆定休日 月曜

◆営業期間 10月末まで

旧国鉄士幌線の歴史をパネルやスライドショーで紹介！大型モニターで乗車体験などもできて、ご家族で楽しめる施設です。



みなさんの「まちづくり」の活動 応援します♪

まちづくり活動 支援事業

- ・同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。
- ・令和3年3月31日までに事業が完了するものとします。

◆補助対象者

住民5人以上の団体またはグループなど
↳除雪機等整備支援事業は行政区とします。

◆補助対象外となる事業

- ①営利を目的とする事業
- ②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ③政治的活動および宗教的活動を目的とする事業
- ④国または地方公共団体等から補助を受ける事業
- ⑤他の補助金等を受ける事業

◆補助対象事業および事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動(公園遊具・ベンチなどの整備)	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
地域活性化支援事業	地域住民が一体となって実践する公益的な地域づくり活動	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、印刷製本費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究(公園の調査・研究、提案書の作成など)	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費(除雪機等)

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)にも掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで